

さ情審査答申第217号  
令和4年3月24日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

## 答 申 書

令和3年9月28日付けで貴職から受けた、「児童手当及び児童扶養手当での認定及び支給に関する事、家庭児童相談に関する事、上記業務に関して開示請求者の名前が記載されている書類」（以下「本件対象個人情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和2年12月3日付け岩健支第1971号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。）第13条第1項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し、実施機関が行った審査請求に係る処分を取り消し、対象文書並びに情報の全てもしくは一部を開示するよう求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書、口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

- (1) 個人情報不開示決定通知書の開示しない理由において、「児童手当及び児童扶養手当での認定及び支給に関する事、家庭児童相談に関する事については、条例第17条に該当、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるため」とある。

しかし、条例第17条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当

該開示請求を拒否することができる(開示請求に対する措置)。」とあり、開示請求を拒否する理由に該当していない。

むしろ、「教育・保育給付認定に関すること、保育施設の利用調整及び入所に関すること、利用者負担額及び保育料の賦課及び徴収に関することについては、開示請求に係わる個人情報を実施機関に提出されておらず、存在していない。」とあり、こちらは書類の存否を明らかにしている。

条例第17条が適用理由にはならない。

- (2) 仮に「開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるため」ならば、その本件に係る第三者とは一体何を指すものか明確にすべきである。

また、以前令和2年4月に審査請求者が子に関する個人情報不開示決定を受けた理由と酷似している(関連文書、岩健支第135号、岩区総第1142号、岩区総第1237号、さ情審査第34号)。

また、実施機関が特定した個人情報の内容「児童手当及び児童扶養手当での認定及び支給に関すること」「家庭児童相談に関すること」から開示請求者以外の者というのは、子を現に監護するものと推察される。

令和2年7月31日に岩槻区役所で行われた口頭意見陳述、その際に提出した反論書並びに資料(令和2年6月27日付)にもあるように、この子を現に監護する者は、

ア、不貞行為を行い、家庭を壊し、子の生活環境をも壊した有責配偶者である。

イ、子を審査請求者である実父の許可なく、住民票を移し子を連れていった者である。

ウ、子を虐待していた者である。

エ、具体的根拠もなく、子と審査請求者である実父を引き離している者である。

上記内容は、実施機関は認知しているはずである。

付け加えて申しますと

オ、不貞行為に子どもを巻き込み、子へ精神的虐待を行った者である。

カ、不貞行為に没頭するあまり、育児を一時的に放棄した者である。

キ、時に、事実と異なる事を吹聴する者である。

また、審査請求者である実父においては一切の有責事項は無く、現在も面会交流を安全かつ継続的に実施しており、良好な父子関係を築いており、子からの信頼も厚いものである(宿泊による交流も実施済み)。

これらを踏まえると、開示請求者以外の者の正当な権利利益に該当しない。

- (3) 開示内容が開示請求者本人の名前であり、開示請求者の正当な権利利

益を侵害している。

また、開示請求者の正当な権利利益を無視し、開示請求者以外の者の正当な権利利益を優先する理由を明確にすべきである。

さらに、開示請求者の知らない所で、承諾もなしに名前を使われているおそれもあり、事実と異なる事に名前を悪用されている可能性もある。これを考慮した場合、開示されるのが当然である。

(4) 弁明書の6項(2)アについて

ア 請求者は以前、児童手当を受給していた者である。しかし、現受給者によって一方的に受給を停止された経緯がある。

これが正当なる手続きを踏まれたか、精査する必要がある。請求者の氏名等を同意無く使用、権利利益を損なっていたおそれがある以上、条例第14条第2号の「正当な権利利益」の適用はあり得ない。

イ 児童扶養手当に関して、請求者は子と一方的に別居を余儀なくされたものであり、離婚の意思はない。これについて、令和2年7月31日の口頭意見陳述及びその資料(岩健支第135号、岩区総第565号、岩区総第1142号、さ情審査第34号)にもあったように、不貞行為を行った有責配偶者であり、請求者と子どもを一方的に引き離れた者である。この事実については貴機関も承知のはずである。

また、この様な状況にも関わらず請求者は子の養育費を支払っている。言うなれば、請求者は子の親権を有しており、子を監護する意思もあり、子と定期的な面会交流を行っており事からも、保護者かつ子を現に養育する者である。

この様な状況で児童扶養手当が支給されていた場合、請求者の意思とは異なる場合は不正受給のおそれがある。請求者の氏名等を同意無く使用、権利利益を損なっていたおそれがある以上、条例第14条第2号の「正当な権利利益」の適用はあり得ない。

ウ 「家庭児童相談に関すること」とあるが、令和2年11月19日に提出した「岩健保セ第2468号」「岩健保セ第2469号」では個人情報の一部が開示されている。特に前者は「子を現に監護する者に関する情報」である。岩槻区役所健康福祉部保健センター（以下「保健センター」という。）と岩槻区役所健康福祉部支援課（以下「支援課」という。）において、ここまで解釈に差があるのは不適當である。保健センターが一部開示している以上は、開示すべき情報である。

(5) 弁明書の6項(2)イについて

ア (4)イと同様の反論をする。

これを正当な権利利益というのであれば、不貞行為、子どもを一方的に転居させ、片方の親と根拠なく引き離す行為を、貴機関は「正当」で

あると判断するものと解釈する。

イ 子を現に監護する者の権利利益が害するおそれがあるのであれば、請求者と子との面会交流などは実施されないはずである（面会交流中に子が保育園名を口にするおそれがあるため）。

しかし現在、請求者と子は健全かつ安全な面会交流を継続し、良好な父子関係を築いている。よってここでいう「社会生活上の利益を害するおそれ」は無いと言える。

ウ 子を現に監護する者のプライバシー、及び平穩に保育園を利用する社会的生活上の利益を害するおそれ」とあるが、請求者と子を現に監護する者は未だ婚姻関係にあり、一定の情報共有は必要である。しかも開示請求をしているのは、請求者本人の子の名前の記載がある書類である。具体的根拠もそのような事実も無く、請求者の正当なる権利利益を侵害し、犯罪者の様な扱いを受ける事には、大変遺憾である。権利の濫用と言える。

(6) 弁明書の6項(2)ウについて

審査請求書にも記載したとおり、ここでいう子を現に監護する者は令和2年7月31日の口頭意見陳述及びその資料(岩健支第135号、岩区総第565号、岩区総第1142号、さ情審査第34号)にもあったように、以前子に虐待といえる内容の行為を行っていた。

これは、支援課も知る情報である。

現在の状況はその限りではないが、将来的に再発するおそれを払拭するためにも、継続的に子の健康、生活を保護するために開示が必要であると考ええる。

開示が認められないのであれば、子への「怒鳴る、叩く、叱咤する」ことに対し、貴機関は問題ない行為と判断したと解釈する。

(7) 弁明書の6項(2)エについて

(5)ア、(6)と同様の反論をする。

(8) 弁明書の6項(2)オ、カについて

開示しない理由がさいたま市個人情報保護条例第17条に該当するのであれば、本件に関する書類すべての存否を明らかにすべきでない。明らかに矛盾が生じている。

条例第17条の適用理由が適切では無い。

(9) 弁明書6項(3)審査請求人の主張に対する反論について

ア 本件は請求者の本人の記載されている書類の開示を求めている。ここでいう第三者(当市に住所を有し、子を現に監護する者)の情報であるという認識自体が不適當である。

イ 法的保護の対象とあるが、請求者の本人の記載されている書類の開

示を求めている。請求者自身も法的保護の対象である。

ウ また、個別訴訟手続きとあるが、本件は子を現に監護する者を対象としているものではない。適正手続きによって、貴機関に開示請求を行っているものである。なんら問題は無い。

また、個別訴訟については請求者本人の自由であり、経済的理由や時間的理由などにより個別訴訟が行えない事情等もある。強要されるものではない。

また、ここで言う子を現に監護するものと請求者の法的紛争は、現在無い事を付言しておく。

エ 令和3年3月2日付の審査請求者が提出した審査請求書の5項の「これは、以前令和2年4月に審査請求者が実子 ー中略ー 上記内容は、実施機関は認知しているはずである」について、貴機関は一切回答がない。

もし、上記内容を踏まえて貴機関からみた「客観的状況は、開示請求者以外の者の正当な権利利益に該当する」のであれば、児童虐待の防止等に関する法律の第二条の解釈が適切になされていない。

また、同法第四条7を妨害する行為であると言える。

オ 個人情報不開示決定通知書(岩健支第1970号)において、開示しない理由がさいたま市個人情報保護条例第17条に該当するのであれば、実施機関が特定した個人情報の名称、教育・保育給付認定に関する事、保育施設の利用調整及び入所に関する事、利用者負担額及び保育料の賦課及び徴収に関する事、の存否を明らかにすべきでない。明らかに矛盾が生じている。

さいたま市個人情報保護条例第14条並びに第17条の適用は適切ではない。

#### (10) 結論

以上より、さいたま市長(担当課 支援課)が令和2年12月3日付岩健支第1971号にて通知を行った個人情報不開示処分は不当なものであり、個人情報は開示すべきものである。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

#### 1 本件処分内容及び理由

- (1) 令和2年11月19日付けで、審査請求人から実施機関に対し、本件対象個人情報の開示請求があった。
- (2) 令和2年12月3日付けで、「児童手当及び児童扶養手当の認定及

び支給に関する事」及び「家庭児童相談に関する事」については、条例第17条に該当、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるためとして、「教育・保育給付認定に関する事」、「保育施設の利用調整及び入所に関する事」及び「利用者負担額及び保育料の賦課及び徴収に関する事」については、該当する文書が実施機関に提出されておらず、存在していないため個人情報不開示決定を行った。

## 2 本件処分に違法、不当はないこと

### (1) 本件開示請求で開示を求められた情報が条例第17条に規定する個人情報の存否に関する情報に当たることについて

ア 「児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給に関する事」は手当の支給対象者からの申請に基づき、認定及び支給を行うもので、開示請求者以外の者に対して、手当の申請に対する実施機関の判断を行うものである。

また、「家庭児童相談に関する事」については、子育ての悩みを抱える人から、子どものしつけや性格、生活習慣、言語、学校生活、非行などに関する相談を、家庭児童相談室の相談員が受けるものである。

よって、「児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給に関する事」及び「家庭児童相談に関する事」の情報は、本市に住所を有する子を現に監護する者に関する情報であり、条例第14条第2号に規定する「開示請求者以外の者」に関する情報である。

イ 次に、条例第14条第2号アにおける「正当な権利利益を害するおそれ」とは、第三者が個人にあつては、当該個人のプライバシー、社会生活上の利益、経済的利益等を害するおそれをいうと解する。

本件において、本件開示請求書の記載及び本件開示請求の際に提出された運転免許証によれば、審査請求人が本市に住所を有していないことから、本市にて児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給を受けていないこと及び家庭児童相談を受けていないことが認められる。

このような事実からすると、審査請求人が開示を求める情報は、開示することにより、子を現に監護する者のプライバシー、及び平穩に本市にて暮らす社会生活上の利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、本件開示請求で開示を求められた情報は、条例第14条第2号アに規定する「当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの」に当たる。

ウ また、本件において、人の生命、健康、生活又は財産を保護するた

め、開示することが必要であるといえる事実は認められない。

エ 以上より、本件開示請求で開示を求められた情報が条例第14条第2号に規定する不開示情報に当たる。

オ 「児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給に関すること」及び「家庭児童相談に関すること」は、開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報にあたる開示請求者以外の者からの手当の申請の有無や家庭児童相談の有無を開示することとなる。

カ 以上より、「児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給に関すること」及び「家庭児童相談に関すること」の情報は、条例第17条に規定する、開示請求者に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになる情報にあたるため、本件開示請求に対して不開示決定をした本件処分に違法又は不当な点はない。

## (2) 審査請求人の主張に対する反論

### ア 審査請求人の主張

審査請求人は、「教育・保育給付認定に関すること」、「保育施設の利用調整及び入所に関すること」及び「利用者負担額及び保育料の賦課及び徴収に関すること」が書類の存否を明らかにしたうえで不開示にしていることから、「児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給に関すること」及び「家庭児童相談に関すること」の不開示決定に際し、条例第17条は適用理由にならないと主張する。

また、「本件不開示決定における開示請求者以外の者(第三者)とは一体何を指すものか明確にすべき」、「開示請求者以外の者というのは子を現に監護するものと推察されるが、その開示請求者以外の者の正当な権利利益に該当しない」、「開示内容が開示請求者本人の名前であり、開示請求者の正当な権利利益を侵害しているとともに、開示請求者の正当な権利利益を無視し、開示請求者以外の者の正当な権利利益を優先する理由を明確にすべき」、「開示請求者の知らない所で、名前を悪用されている可能性もあり、開示されるのが当然である」と主張する。

### イ 審査請求人の主張に対する反論

まず、本件処分の理由における「開示請求者以外の者」である第三者とは本市に住所を有し、子を現に監護する者である。

次に、一般的に、子を現に監護する者が行政から必要な支援を受けている客観的状況は、一定の社会的秩序の枠内にあるものとして法的保護の対象である。その客観的状況が正当性ないし相当性を備えているかについて、子を現に監護する者と他の親権者の双方で主張が対立し

ている場合、正当性あるいは相当性を争い、客観的状況の変更や解消を求めするためには、双方の話し合いによる合意ができないかぎり、個別訴訟等の適正手続きによって実現されるべきものである。

よって、条例においては、子を現に監護する者が行政から必要な支援を受けている客観的状況は、開示請求者以外の者の正当な権利利益に該当する。

次に、「児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給に関すること」及び「家庭児童相談に関すること」について、前記(1)のとおり、条例第14条第2号に規定する不開示情報に当たり、前記(1)で述べた事実関係においては、本件開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになるため、条例第17条に基づき当該個人情報の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否することができる情報に該当する。

また、開示請求者に対し開示請求者以外の者の正当な権利利益を優先する理由及び本件不開示決定をした理由は、前記(1)のとおり、条例第17条に規定する不開示情報に該当するためである。

### (3) 結論

以上より、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第4 審査会の判断の理由

### 1 本件審査請求について

- (1) 審査請求人が開示を求める個人情報は、「児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給に関すること、家庭児童相談に関すること、上記業務に関して開示請求者の名前が記載されている書類」である。
- (2) 実施機関は「児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給に関すること」及び「家庭児童相談に関すること」の個人情報については、条例第17条に該当するとして、存否応答拒否とした。
- (3) これに対し、審査請求人は、条例第17条が開示請求を拒否する理由に該当していないとして、本件処分の取り消しを求めて審査請求をした。

### 2 本件処分の当否について

- (1) 条例第17条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。これは、開示請求のあった個人情報について、当該個人情報の存否を明らかにするだけで、不開示情報の保護利益が害されるときには、当該個人情報の存否を明らかにし



ないで、開示請求を拒否すること（存否応答拒否）ができることを定めたものである。

実施機関は、開示請求のあった「児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給に関すること」及び「家庭児童相談に関すること」についての個人情報存否を回答するだけで、条例第14条第2号の不開示情報を開示することになるとして、その存否を明らかにせず、不開示決定をしている。

- (2) 児童手当は、児童手当法（昭和46年法律73号）に基づき、児童を監護し、かつ生計を同じくする者からの請求により、実施機関が支給要件を満たすかどうかを判断したうえで、支給対象であると認定した場合に当該請求者に手当を支給する制度である。

手続きの流れは、請求者が「児童手当・特例給付認定請求書」に請求者の氏名、住所、所得の状況、金融機関、職業、配偶者の氏名、対象児童の情報等を記載し、関係書類を添えて実施機関に提出する。実施機関は提出を受け、認定する場合は、請求者の氏名、支給対象児童の年齢区分別人数及び手当月額等を記載した「児童手当認定通知書」により、却下する場合は請求者の氏名、請求を却下した理由等を記載した「児童手当認定請求却下通知書」により請求者に通知する。

次に、児童扶養手当は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づき、父母が離婚等した児童を監護する者からの請求により、実施機関が支給要件を満たすかどうかを判断したうえで、支給対象であると認定した場合に当該請求者に手当を支給する制度である。

手続きの流れは、請求者が「児童扶養手当認定請求書」に請求者の氏名、住所、所得の状況、対象児童氏名、対象児童の父母の情報等を記載し、関係書類を添えて実施機関に提出する。実施機関は提出を受け、認定する場合は、請求者の氏名、住所、対象児童氏名及び手当月額等を記載した「児童扶養手当認定通知書」により、却下する場合は請求者の氏名、住所、請求を却下した理由等を記載した「児童扶養手当認定請求却下通知書」により請求者に通知する。

- (3) 実施機関の説明によると、審査請求人は当市において児童手当及び児童扶養手当の請求を行っていないということであるから、「児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給に関すること」の情報が存在するのであれば、子を現に監護する者が請求を行ったものに関する情報であると推測される。

仮に、子を現に監護する者が児童手当及び児童扶養手当の請求を行っていれば、当然各請求書及び各通知書には、請求者の氏名、住所、所得の状況、金融機関、職業、対象児童の情報、手当月額、却下理由等（以下「前

述の内容」という。)の子を現に監護する者の情報が記載されることとなる。前述の内容の情報は、開示請求者以外の者に関する情報であり、開示することにより、子を現に監護する者のプライバシーを侵害するおそれがあることから、開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

そして、これらの情報は、条例第14条第2号本文ただし書きに該当しないものである。

よって、開示請求者の名前が記載された「児童手当・特例給付認定請求書」、「児童手当認定通知書」または「児童手当認定請求却下通知書」、「児童扶養認定請求書」及び「児童扶養手当認定通知書」または「児童扶養手当認定請求却下通知書」（以下「手当請求書等」という。）は、条例第14条第2号アの不開示情報に該当すると認められる。当該手当請求書等の存否を明らかにして不開示又は不存在の決定をした場合、子を現に監護する者が、児童手当及び児童扶養手当の請求を行ったか否かの情報を結果的に開示することになる。

したがって、開示請求者の名前が記載された「児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給に関すること」の情報について、存否応答拒否とした実施機関の判断は妥当である。

- (4) 家庭児童相談は、子どもの性格、生活習慣、知能、言語、学校生活、非行、家族関係等に関することについて、相談を希望する者に対して家庭児童相談室の相談員が窓口又は電話で相談を受けるものである。家庭児童相談室は、「家庭児童相談日誌」及び「家庭児童相談票」に相談者の氏名、住所、家族状況（同居人不在者含む）及び相談事由等を記載し、相談の記録を残している。

実施機関の説明によると、審査請求人は、当市において家庭児童相談を行っていないということであるから、「家庭児童相談に関すること」の情報が存在するのであれば、子を現に監護する者が家庭児童相談を行ったものに関する情報であると推測される。

仮に、子を現に監護する者が家庭児童相談をしていれば、「家庭児童相談日誌」及び「家庭児童相談票」に子を現に監護する者の情報が記載されることになる。これらの情報は、開示請求者以外の者に関する情報であって、開示することにより、子を現に監護する者のプライバシーを侵害するおそれがあることから、開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

そして、これらの情報は、条例第14条第2号本文ただし書きに該当しないものである。

よって、開示請求者の名前が記載された「家庭児童相談に関すること」

の情報は、条例第14条第2号アの不開示情報に該当すると認められる。

これらの不開示情報の存否を明らかにして不開示又は不存在の決定をした場合、子を現に監護する者が、子について何らかの家庭児童相談を行ったか否かの情報を結果的に開示することになる。

したがって、開示請求者の名前が記載された「家庭児童相談に関すること」の情報について、存否応答拒否とした実施機関の判断は妥当である。

- (5) よって、「児童手当及び児童扶養手当の認定及び支給に関すること」及び「家庭児童相談に関すること」の開示請求に対し、実施機関が条例第17条によって存否応答拒否を理由に不開示とした本件処分は妥当である。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和3年 9月28日	諮問の受理（諮問第559号）
②	令和3年 11月18日	審議
③	令和3年 12月16日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	令和4年 1月19日	審査請求人からの意見聴取及び審議
⑤	令和4年 3月17日	審議

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)